相山女学園特定個人情報保護方針

平成27年規程第41号平成27年10月30日

学校法人椙山女学園(以下「学園」という。)は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)(平成26年特定個人情報保護委員会告示第5号。以下「ガイドライン」という。)に基づき、以下のとおり、特定個人情報保護方針を定め、安全管理措置の仕組みを構築し、教職員等に対し、特定個人情報保護の重要性の認識と取組みを徹底させることにより、特定個人情報の保護を推進いたします。

1 取得等について

教職員等及び関係者の特定個人情報の取得は、業務上必要な範囲内で、かつ、法令に定める利用目的に限り適正かつ適法な手段により行います。また、法令に定める例外を除き、特定個人情報を第三者に提供し、 又は特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱うことはいたしません。

2 法令、規範の遵守と見直し

学園は、番号法、ガイドラインその他規範を遵守するとともに、本方針の内容を適宜見直し、その改善に 努めます。

3 安全管理措置

- (1) 学園は、特定個人情報を正確かつ最新の状態に保ち、特定個人情報への不正アクセス・紛失・破損・ 改ざん・漏えいなどを防止するため、セキュリティシステムの維持・管理体制の整備・教職員教育の徹 底等の必要な措置を講じ、安全対策を実施し特定個人情報の厳重な管理を行ないます。
- (2) 学園は、特定個人情報の取得、利用、保存、提供、削除・廃棄に際しては、規程・規則を遵守し、適正な取扱いを実施するための措置を講じます。
- (3) 学園は、業務の必要な範囲を超えて特定個人情報を保管することはせず、不要となった特定個人情報は、適切な方法により削除・廃棄いたします。

4 特定個人情報の取扱いの委託について

学園は、特定個人情報の取扱いを委託することがあります。その場合においては、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

5 質問及び苦情処理の窓口

学園は、特定個人情報の苦情や相談に関して、窓口を設け、適切かつ迅速に対応し、問題の解決を図るよう努めます。

付 記

この方針は、平成27年11月1日から実施する。